HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	蘇我氏とその同族についての一考察
Author(s)	阿部, 武彦
Citation	北海道大學文學部紀要, 12, 123-135
Issue Date	1964-03-18
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33285
Type	bulletin (article)
File Information	12_P123-135.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

蘇我氏とその同族についての一考察

阿部武彦

蘇我氏とその同族についての一考察

阿部武彦

一

大化改新以後中央集権的な律令国家が形成されてからは、政治機構として太政官組織が作られ、政治、行政の担当者は律令制官僚あるいは古代貴族の呼び方で呼ばれるのが普通である。これに対して大化改新以前の政治機構は必ずしも明らかでなく、政治への関係者も古代官僚というよりは古代中央豪族という呼び方が普通に使われている。この呼び方が果して妥当であるか否かは別として大化前代とそれ以後とを分けて政治関係者を考えることだけはこれを認めてよい。ところで普通使われている大化前代の中央豪族とは、別の言葉では所謂臣連伴造等であり、その上に大臣大連が存在していたと考えられている。臣とはその系譜より神武天皇以後孝元天皇に至る間の皇別諸氏といわれ、又その氏の名がほとんど地名を氏の名とするところから土豪的諸氏であつたともいわれている。又連とは系譜的には神別諸氏であり、職掌的にはそれぞれ世襲の専門職をもつて朝廷に奉仕していたと考えられ、大臣大連はかなり限定された氏から選ばれたが、それぞれ臣、連を代表した朝廷の最高の責任者であつたと考えられている。

北大文学部紀要

しかしながら六世紀以降次第に職制が分化し政務が複雑化して、のちの律令官制の萌芽的形態が形を整えてきたと考えられる段階では、諸官司の上にあつて統合的に政治を運営し、また地方勢力の動きや海外情勢に対応して、主要政策を決定してゆくことが必要であり、そのためには専門職を超えた何らかの議政官的な制度が存在したのではないかと考え、大夫の制度が注目されて来た（関晃「大化前後の大夫について」山梨大学学芸部研究報告第十号）。

関氏も例としてあげているように日本書紀舒明天皇即位前紀には次のような記事がある。すなわち推古天皇が三十六年三月（六二八）を以つて崩じ、次の天皇がいまだ決つていなかつた。この時蘇我蝦夷は大臣の地位にあり、独り嗣位を定めんとしたが、群臣の従わざることを畏れて阿倍麻呂臣と議つて群臣を大臣の家にあつめて饗宴し、食訖つて嗣位のことを群臣にはかつた。この時田村皇子を天皇とすべしとしたものは大伴鯨連・采女臣麻礼志・高向臣宇麻・中臣連弥気・難波吉士身刺らであり、山背大兄王を天皇とすべしと主張したものは許勢臣大麻呂・佐伯連東人・紀臣塩手であつた。蘇我倉麻呂は即答をさけ、又境部臣麻理勢はその場に居らなかつたが、山背大兄王を押していた。この舒明天皇即位前紀を読むと当時皇位の継承は法的に確立しておらず、その継承は群臣共立という古い慣習によつて行なわれたことが推測せられるのである。ところでここで注意したいことは蘇我蝦夷によつて集められた群臣は次の天皇として田村皇子をおす一派と山背大兄王をおす一派とに分かれていて、蘇我蝦夷の与党のみを集めたわけではない。勿論集められた場所は

蘇我蝦夷の家ではあつたが、このように二派に分かれていることは、まずこれらの群臣を以つて当時の朝廷をめぐる重要な群臣であつたと考えてよかろう。そこでこれらの群臣を今一度見ると、蘇我氏のみは蘇我蝦夷の外に蘇我倉麻呂の名が見えるが、他は阿倍・大伴・采女・高向・中臣・難波・許勢・佐伯・紀氏を名乗る一人ずつの人々によつて構成されている。このことはそれらの人々が、それぞれの氏を代表して重要な会議に出席したことを物語るものであろう。

以上は舒明天皇の即位をめぐつて蘇我蝦夷によつて集められた当時の群臣十人をあげたのであるが、このように国家の重大事に群臣のあつめられた例はかなり多かつたであろう。そうした例を継体欽明朝以後の書紀より拾うと次の如き例をあげ得る。

①欽明十三年冬十月紀の仏教渡来の際に、仏教を信ずべきや否について「朕不二自決一、乃歴二門群臣一」

②用明天皇二年四月紀に天皇が仏教に帰依せんとしてその可否を群臣にはかり、「群臣入レ朝而議」とある。

③推古天皇三十一年紀には天皇新羅を討たんとして、「謀及二大臣一詢二于群卿一」とある。

これらの例のうち①の場合は蘇我大臣稲目、物部大連尾輿、中臣連鎌子が、②の場合は蘇我馬子宿禰、物部大連守屋、中臣連勝海がそれらの群臣に加つていたことが明らかであるが他は不明である。又③の推古紀三十一年の場合も田中臣某、中臣連国がそれぞれ対立した意見を述べたことを記しているが他は明らかでない。ただ②の場合の用明天皇が仏教に帰依せんとしてその可否を群臣に議せしめた時の群臣としては物部守屋・蘇我馬子・中臣勝海以外にこれを明らかにし得ないが、この事件に続く秋七月の物部守屋合戦に際してそれに参加した当時の重要な群臣を知ることが出来る。即ちその年秋七月蘇我馬子宿禰は「勧二諸皇子與二群臣一、謀レ滅二物部守屋大連一」とあり、皇子と群臣との名をあげている。いまその記るされたものをあげれば、蘇我馬子宿禰、紀男麻呂宿禰、巨勢臣比良夫、膳臣賀拖夫、葛城臣烏那羅、大伴連噛、阿倍臣人、平群臣神手、坂本臣糠手、春日臣である。

次に③の推古紀三十一年紀に関連して考えてみるに、当時大臣に蘇我馬子がいたことは明らかであり、十八年十月丁酉の條には大伴咋連、蘇我豊浦蝦夷臣、坂本臣糠手、阿倍鳥子臣を四大夫と記している。このほか尚三十一年紀には征新羅将軍の名が記るされている。即ち大徳境部臣雄摩侶、小徳中臣連国を大将軍となし、小徳河辺臣禰受、小徳物部依網連乙等、小徳波多臣広庭、小徳近江脚身臣飯蓋小徳平群臣宇志、小徳大伴連、小徳大宅臣軍を副将軍として数万衆を率いて新羅を征討すとある。

②③に関係した人々をもつて当時の重要群臣のすべてであると考えることは慎重を要するところであるが、いまかりにこれらの人々を重要群臣とみて、用明朝より舒明朝迄の群臣を一覧表にすれば次の如くなる

用明	推古	舒明
蘇我馬子	蘇我馬子	蘇我蝦夷
中臣勝海	中臣国	中臣弥気
大伴囓	大伴咋	大伴鯨
阿倍人	阿倍鳥子	阿倍麻呂
物部守屋	物部依網乙等	
平群神手	平群宇志	
坂本糠手	坂本糠手	
紀男麻呂		紀塩手
巨勢比良夫		許勢大麻呂
春日（某）	大宅軍	
葛城鳥那羅		
繕賀拖夫		
	河辺称受	
	波多広庭	
	近江御身飯蓋	
	田中（某）	采女麻礼志
		高向宇麻
		佐伯東人
		難波身刺

この一覧表をみるに、用明朝より舒明朝に至る間の群臣は必ずしも一定していたということは出来ない。それは諸氏の勢力の消長や人物の交替のため、その顔ぶれは時期によつてある程度変化があつたためと思われる。関晃氏は先掲の論文に於いて、大夫の地位は完全な世襲ではなく、十二階の冠位大徳・小徳のものによつて占められていたが、大夫を出す伝統的家柄は良家の大夫などという言葉が示すようにほぼ一定していたと述べているが、上の一覧表をみて大体それを承認してよいと思う。

そうすると欽明朝より舒明朝に至る間の重要群臣を出す家柄は、蘇我・中臣・大伴・阿倍・物部・平群・坂本・紀・巨勢・春日・葛城・膳・大宅・河辺・波多・田中・采女・高向・佐伯等の諸氏があげられる。関氏は舒明朝より大化に至る時代から、この外小墾田・三輪・阿曇・穂積・羽田・田口・大市等の諸氏をあげており、持統五年八月十八氏に詔して其祖等墓（墓）記を上進せしめている十八氏がほぼこれらの氏に合致していることは興味深い。ところでこれらの諸氏をカバネで分ければ臣・連・君等に分類出来るが、それを更に氏の系統に整理すれば次の如くなる。

Ⅰ臣

(イ)ⓐ蘇我・高向・田中・小墾田・川辺・田口

ⓑ紀・坂本

ⓒ羽田

ⓓ許勢

(ロ)阿倍・膳

(ハ)春日・大宅

(ニ)采女・穂積（物部系）

Ⅱ連

大伴・佐伯・中臣・物部・阿曇・大市

Ⅲ君

三輪

かくの如く分類してみると、欽明朝より大化の頃に至る朝廷の重要群臣にはある特殊な傾向があることを理解出来る。即ち約半数は

蘇我氏系氏族によつて占められ、(1)(イ)中でも蘇我氏同族(1)(イ)ⓐ)が高い比重を占めていることである。

二

所謂蘇我氏系氏族の系譜は古事記に次の如くみえている。即ち孝元天皇の皇子ヒコフツオシノマコト命が木国造の祖ウヅヒコの妹ヤマシタカゲヒメを娶つてタケシウチノスクネを生み、此のタケシウチノスクネの九人（うち二人女子）の子供から多くの氏が分れでている。

①波多八代宿禰は波多臣・林臣・波美臣・星川臣・淡海臣・長谷部君之祖也。

②許勢小柄宿禰は許勢臣・雀部臣・軽部臣之祖也。

③蘇我石川宿禰は蘇我臣・川辺臣・田中臣・高向臣・小治田臣・桜井臣・岸田臣等之祖也。

④平群都久宿禰は平群臣・佐和良臣・馬御機連等祖也。

⑤木角宿禰は本臣・都奴臣・坂本臣之祖。

⑥葛城長江曾都毗古は玉手臣・的臣生江臣・阿芸那臣等之祖也。

⑦若子宿禰は江野財臣之祖。

とある。この系譜は古事記には見えているが日本書紀には記るされていず、そう簡単に信用することの出来ないものであることは周知の如くである。既に早く津田左右吉氏は次の如く述べている。「この系譜は波多臣・許勢臣・蘇我臣・平群臣・木臣などの地方的豪族の家々の共同の祖先を昔物語に聞こえている建内宿禰とするために作られたものであり、波多許勢平群木の家々は蘇我と同じく地方的豪族に例の多い、臣のカバネを有し、蘇我氏と同じくそれぞれの土地の名を氏の名としているのを見ると、彼等と蘇我氏との間には地位の高下勢力の強弱があつたのではなく、何れも同じような地位の家であつたろう。蘇我氏は如何なる事情からか朝廷に勢力を得るようになつたので、蘇我と接近している土地またそれと程遠からぬ葛城平群の地方は事実上蘇我氏に占領せられたであろう。そのため旧来の豪族の中には滅亡したものもあろうが、蘇我氏と妥協することによつて、その地位を維持したものもあろう。波多・許勢・平群・木などの家は後者のものではなかろうか」と考え「上記の系譜は蘇我氏が勢力を得てから、これらの家々を同族として取扱うとする意図の下に作られた」とした（「日本古典の研究」一〇八頁）。なお「第二位以下に記るしてある家々は多分後から附会せられたものであろう」と述べている。この津田氏の見解はその後の古代史家に大きな影響を与え、この系譜を取扱う人々は多かれ少かれその影響をうけている。

武内宿禰の系譜全体については尚問題をあとに残すとして、ここではまず蘇我臣・川辺臣・田中臣・高向臣・小治田臣・桜井臣・岸田臣等の祖と記るされている蘇我石川宿禰の系譜について考えてみよう。さきの津田氏の所説によれば、第二位以下に記るしてある家々は「多分後から附会せられたもの」とされるわけであるが、果して必ずそう考えなければならないものか。勿論後に述べる如く、蘇我石川宿禰の実在性には疑問と思われる点が多いが、川辺臣以下の諸氏がその勢力関係によつて有力豪族たる蘇我氏に血縁的に結びつ

いたとのみ決めてしまうのにも問題があるように思われる。

そこでこのことを考える糸口として同じく古代の氏族系譜を記るした新撰姓氏録に蘇我石川朝臣と同祖とされている諸氏を集めてみよう。

ⓐ左京皇別

石川朝臣　孝元天皇皇子彦太忍命之後也。日本紀合

田口朝臣　石川朝臣同祖、武内宿禰大臣之後也。蝙蝠臣（中略）豊御食炊屋姫天皇（諡推古）御世、家二於大和国高市郡田口村一、仍号二田口臣一。日本紀漏

桜井朝臣　石川朝臣同祖、蘇我石川宿禰四世孫稲目宿禰大臣之後也。日本紀合

ⓑ右京皇別

高向朝臣　石川同氏、武内宿禰六世孫猪子臣之後也。日本紀合

田中朝臣　武内宿禰五世孫、稲目宿禰之後也。日本紀合

小治田朝臣　同上。日本紀合

川辺朝臣　武内宿禰四世孫宗我宿禰之後也。日本紀合

岸田朝臣　武内宿禰五世孫稲目宿禰之後也。男小祚臣孫耳高、家二居岸田村一。因負二岸田臣号一。日本紀合

久米朝臣　武内宿禰五世孫稲目宿禰之後也。日本紀合

御炊朝臣　武内宿禰六世孫宗我馬背宿禰之後也。日本紀漏

この新撰姓氏録の系譜記事をそのまま信用するには勿論多くの疑問がある。例えば川辺朝臣について武内宿禰四世孫宗我宿禰之後也とある宗我宿禰は他に所見がなく、その名も宗我の地名に尊称宿禰を加えたもので個性がない。又高向朝臣の祖武内宿禰六世孫猪子臣、御炊朝臣の祖武内宿禰六世孫宗我馬背宿禰はいずれも他に所見がなく蘇我馬子の名の一部を変更して作つたかと思われる。このように多くの疑問があるにも拘らず、これらの諸氏が単に勢力的な利害関係で血縁的に結びついたと考えなければならないとのみはいい得ない点があるように思われる。

その第一は蘇我氏は後述する如く宣化欽明朝に稲目が大臣となつた頃から頭角をあらわした比較的新しい氏と考えられている。しかしそれにしても蘇我氏では稲目―馬子―蝦夷―入鹿の世代継承者を除いて蘇我氏を名乗る氏人が余り記録にあらわれない。これら世代継承者の兄弟も殆んど知ることが出来ない。この点少し不思議に思われるのであつて、田中・岸田・小治田氏が姓氏録のいうごとく稲目の後であるか否かは問題としても、その一族が分化してそれぞれの氏を称したと考えても不思議ではない。特に和珥氏の分化が六世紀の頃行なわれていることも参照せられよう。

第二に実際にも田口朝臣について姓氏録は、「石川朝臣同祖武内宿禰大臣之後也、蝙蝠臣、豊御食炊屋姫天皇諡推古御世、家二於大和国高市郡田口村一、仍号二田口臣一、日本紀漏」とあるが、蝙蝠は和名抄に、一名仗翼、和名加波保理とあり、日本書紀孝徳紀元年條古人大兄の謀反に組した蘇我田口臣川掘と同一人かと思われる。田口臣はこの頃蘇我田口を称し、ついで田口を氏の名としたことが考えられ、その複姓の点からも蘇我氏と同族であつたと考えて差支えなかろう。

第三に田口臣川掘は稲目―馬子―蝦夷とつづく蘇我氏宗家とどのような血縁関係にあつたのかは明らかでないが、その一族と考えて差支えないことは以上の如くである。ところでその氏の名たる田口は姓氏録に、大和国高市郡田口村とあり、蝙蝠臣が田口村に家居したところからその氏の名が出ている。これと同じく岸田朝臣については「武内宿禰五世孫稲目宿禰之後也。男小祚臣孫耳高、家二居岸田村一、因負二岸田臣号一、日本紀合」とあり、岸田村は大和国山辺郡岸田村と考証されている（栗田寛・新撰姓氏録考証）。かくの如く田口臣も岸田臣もいずれも家居した村の地名を氏の名としているのであるが、この点に注意して前掲した蘇我氏同族の氏の名を見ると、蘇我氏をも含めていずれもせまい範囲の地名を氏の名としていることが注目せられる。即ち次の如くである。

蘇　我――大和国高市郡曾我（今真菅村）
川　辺――摂津国河辺郡
田　中――大和国高市郡田中村
小治田――大和国高市郡小墾田
田　口――大和国高市郡田口村
岸　田――大和国山辺郡岸田村
桜　井――河内国河内郡桜井郷
高　向――河内国錦部郡高向村
久　米――大和国高市郡久米

いまこれを見ると、川辺臣の場合を除いて他はことごとく郡より小範囲の郷村名を氏の名としており、その氏の名の由来は、田口臣や岸田臣の場合のごとく、その地に家居したところより起つていると考えてよいように思われる。その地が大和国高市郡に多いことは、氏の名の分れた時代を推測する一つの手がかりになるようにも思われる。又河内国や摂津国の地名のあることは、氏の分裂を考える際の支障になるように思われなくもないが、古代の政治的中心地の移動や、それらの氏の別業の所在地等を考慮に入れれば、右の点もさほど支障というには価しないと思う。

第四に六世紀の頃小範囲の村落名を氏の名として氏が分裂していることは他に例証も挙げられるのであつて、岸俊男氏の研究によればワニ氏は六世紀の頃、小野春日粟田等の氏に分裂したと考えられているが（「ワニ氏に関する基礎的考察」律令国家の基礎構造）その傾向は蘇我氏を考える際の傍証となすことが出来よう。

このように見て来ると、川辺臣、小墾田臣、高向臣、岸田臣が単に地名を氏の名としている地方豪族で彼等が何等かの理由で蘇我氏に血縁的に結びつけられたと考えるよりも、六世紀の頃蘇我氏一族が分裂し、それらの諸氏がこの頃朝廷の郡臣として活躍したと考えて一向差支えないように思われる。これらの諸氏の活躍も亦右のことと矛盾しないようである。それらの氏人の活躍する姿をあげれば次の如くである。

河辺臣瓊缶	欽明廿三年秋七月、大将軍紀男麻呂宿称、副将軍河辺臣瓊缶新羅をうつ。
河辺臣	推古二十六年、安芸国に遣し船を造らしむ。
河辺臣称受	舒明即位前紀、阿倍臣中臣連と共に蘇我蝦夷の使者
河辺臣	となつて山背大兄王に言を伝う。

河辺臣百依	孝徳天皇大化二年東国国司となる。	
〃　磯泊	〃	
〃　磐管	〃	
河辺臣麻呂	大化五年遣唐大使	
河辺臣百枝	天智即位前紀百済を救う前将軍となる。	
河辺臣子首	天武十年遣筑紫	
田　中　臣	推古三十一年群臣として新羅を急に討つべからずと進言する。	
田中臣足麻呂	天武前紀　湯沐令	
田中臣鍛師	天武十年　小錦下	
田中朝臣法麿	持統元年　遣新羅使、三年判事、伊予摠領	
高向臣宇麻	舒明即位前紀、蘇我氏と同調し田村皇子を天皇とせんとす。	
高向臣国押	皇極二年蘇我入鹿、国押をして山背大兄王を討たせんとす。行かず。	
高向臣麻呂	天武十年小錦下、十三年遣新羅大使	
小墾田臣	舒明即位前紀、蘇我氏と共に田村皇子を天皇とせんとす。	
〃　猪手	天武即位前紀、大津皇子と共に天武の下に行く。	
〃　麻呂	天武十年遣高麗小使。	
蘇我田口臣川堀	大化元年古人皇子の叛に加わる。	
田　口　臣	大化二年東国国司。	
田口臣筑紫	大化五年蘇我石川麿の伴党。	
涯　田　臣	大化二年東国国司。	
岸田臣麻呂	天智前紀播磨国司。	
桜井臣和爾古	舒明即位前紀、山背大兄王の使者となる。	

これら日本書紀に見える関係史料についてみるに、これらの氏が直接蘇我氏と行動を共にしたと思われるものは少いが、いずれも欽明朝より見えはじめていて、その氏の名の新しいことが考えられる。

ここで多少脇道にそれるようではあるが、地名を氏の名とするこれらの氏族の名について若干補足しておきたい。というのはさきにも述べた如く、蘇我氏を始め田中高向小墾田田口等の氏の名は、村名、郷名のようなきわめて狭い範囲の地名であつて、その地名を称するのはそこに家居したがためである。従つて彼等が地名を氏の名とするからといつてその地方を支配した、あるいはその地方の豪族と考えることは適当でないであろう。もしそう考えると、大倭国造（直）乃至志紀県主、高市県主等の称する地名に比較したとき、その称する地名の甚だ狭く小豪族の感をいだくであろう。然るに事実はそれに反して、これらの氏は中央の重要群臣を構成しているのであつて、大和国造や志紀県主とは階層の異る氏である。従つて大倭国造とか志貴県主等の氏の名と、蘇我・田中・小墾田等は同じく地名を氏の名と称したとしてもその氏の名の地名の意味は全く異なると考えなければならない。大和氏とか志紀県主等の氏の名は、国造県主制が成立した、その時出来た氏の名である。即ち蘇我氏等の名は地名に重点があるのではなく、中央の重臣として身分を獲得していたのであつてそのカバネに重点があつたと考えられる。

以上古事記に記るされた蘇我氏同族とされる河辺臣・田中臣・高向臣・小治田臣・桜井臣・岸田臣等が六世紀の頃蘇我系氏族が分裂してその家居した地名を氏の名としたのではないかということを考えたのであるが、もしそうしたことに何程か真実性があるとすると欽明朝以後の政局に於いて蘇我氏一党の占めた比重はかなり大きなものがあつたということが出来るのである。ところで蘇我氏を始めとして、これら諸氏の勢力の基盤はどこにあつたのであろうか。

蘇我氏については次に考えるとして、河辺臣・田中臣・小治田臣・桜井臣・岸田臣等については、それを考える史料が甚だ乏しい。彼等が系譜的に蘇我氏と結びついていること、早くから臣のカバネをもち、天武八姓以後には朝臣のカバネを賜わり、奈良時代中級の官人として活躍しているところから、身分的に上流に属していたことを除くと、その他経済的基盤等は殆んど知ることが出来ない。特に古代豪族の経済的基盤を考える時問題となる部民の所有状態も殆んど史料を拾うことが出来ない。このことはこれらの氏族を考える場合甚だ重要な点であると考えるが、その前に蘇我氏がどのようにして勢力を得たかその点より考えたいと思う。

三

蘇我氏は継体欽明朝の頃より大きな勢力を振うに至つたことは周知のごとくである。その勢力を振うに至つた背後に、蘇我氏より分れた一族が朝廷の重臣として存在したことも以上に注意した如くである。それでは蘇我氏が大をなすに至つたことについて従来はどれほどのことが知られているのであろうか。

蘇我氏が大臣として勢力を振うに至つた稲目馬子までの系譜は、武内宿禰—蘇我石川宿禰—蘇我満智宿禰—韓子宿禰—高麗—稲目—馬子となつている（姓氏家系大辞典）。初代の武内宿禰については問題の人物としていろいろ論ぜられているが実在の人物か否か疑わしく、蘇我石川宿禰亦同様である。次の蘇我満智宿禰は書紀履中二年条に、平群木菟宿禰・物部伊莒弗大連・円大臣と共に国事をとるとあり、又古語拾遺には雄略朝に至り、諸国貢朝年々盈溢し、更に大蔵を立てて、蘇我麻智宿禰をして三蔵（斎蔵・内蔵・大蔵）を検校せしめたと述べている。これらの記事から古代史家は、蘇我氏はこの頃から朝廷で重要な地位を占め、帰化人を配下として財政権を握つたと解している。次の韓子、高麗は共に明らかでない。韓子については書紀雄略九年条に紀小弓宿禰・蘇我韓子宿禰・大伴談連・小鹿火宿禰を大将軍として新羅を討つとあり、朝鮮に於いて紀大磐宿禰のために殺されたことが記るしてあるが真偽の程は明らかでない。

ところが宣化紀元年二月の条には大伴金村、物部麁鹿火を大連とし、蘇我稲目宿禰を大臣とし、ついで欽明即位前紀には大伴金村、物部尾輿を大連、蘇我稲目宿禰を大臣としている。かくの如く蘇我氏は欽明朝前後の頃に急に朝廷内部に於いて勢力を得、その後馬子の時物部守屋を滅し、蝦夷入鹿と威を振うに至つたことは周ねく人の知るところである。そこで問題となるのは蘇我氏はどうして急にこのような勢力を得るに至つたかということである。普通いわれることは蘇我氏が政権を握るに至つたのは、おもに部下の帰化人たちを利用して、大陸との交易や諸国の諸産業、私有地、私有民の開発経営などの面で大きな実利を得ていたからだということである。帰化人を配下にして勢力を伸長したことについては関晃氏の研究があり、大体承認してよいと思われる。次に蘇我氏の私地私民の問題であるが、私有地に関しては文献的に明らかでない。しかしその部民は不完全ながら集め得るのでその分布を次に示しておこう。

国郡郷名	人名・その他	備考	出典
山城	蘇我部薬売		天平五年国郡末詳計帳
河内	宗賀部首		姓氏録河内皇別
〃	蘇我		〃
遠江・浜名・新居	宗宣部赤男等七人		
〃 佐野		曾我庄	
相模・足柄		曾我庄	
上総・天羽	宗我部蟲麻呂		続紀宝亀三、七、辛丑
下総・千葉		蘇我比咩神社	延喜式神名帳
美濃・加毛・半布里	蘇我部小津売		大宝二年戸籍
〃 方県		曾我屋村	
信濃・筑摩		孳賀郷	和名抄
陸奥・亘理	宗何部池守		続紀・神護景雲三、三
越前・足羽	蘇宜部宿奈麻呂		天平神護二、国司解
〃 坂井	蘇宜部五百公		〃
〃 江沼	宗何部神女		天平十二年越前国計帳
丹波・天田		宗部郷	和名抄
〃 多紀		宗部郷	〃
〃 桑田		宗我部郷	〃
但馬 出石	宗賀部乳主		天平勝宝二、東大寺奴婢籍帳
周防・玖珂	宗我部乙丸		延喜八年戸籍
阿波・板野	宗我部佐美外七人		延喜二年戸籍
讃岐・鵜足	宗我部秀直		三実・仁和元年十二月
大内	宗我部綾女 外二人		寛弘元年戸籍
山田		蘇甲郷	
土佐・香美		宗我郷	和名抄
長岡		宗部郷	〃
〃		宗我神社	貞観十年
筑前 嶋郡	宗我部牛売曾		大宝二年戸籍
早良		曾我郷	和名抄
肥後 玉名		宗部郷	和名抄

右に掲げた蘇我氏の部民の分布を見ると、物部氏大伴氏和珥氏等と比較した時、それほど多いとは云えないけれど、畿内では山城河内に東海道では遠江・上総・下総、東山道では美濃・陸奥、北陸道では越前に、山陰道では丹波但馬に、山陽道では周防、南海道では阿波・讃岐・土佐、西海道では筑前肥後といういようにかなり広範囲にわたつて少しずつその部民が分散して、その部民の分布上の特色をとらえるのにかなり困難を感ずる。

併し他の氏の部民の分布と比較してその特色を考えるとき、概していつて上総・下総・陸奥等の東国の遠方の国に及んでいることがまず注目をひく。次には阿波・讃岐・周防、筑前等当時の瀬戸内海路航に沿つて部民が点在していることが注目される。これら部民の設置年代その管理等勿論明らかでないが、こうした特色については若干考えてみる必要がある。

蘇我氏が東国北陸地方に部民を有していたことは上掲史料によつてそれをうかがい知ることが出来るが、それが何時頃どのようにして部民を所有するに至つたかということは以上の史料によつては知ることが出来ない。そこで蘇我氏と東国との関係史料を拾うと次の

ような史料を拾いうる。

(1)景行紀廿五年秋七月庚辰朔壬午、遣二武内宿禰一令レ察二北陸及東方諸国之地形且百姓之消息一、廿七年春二月辛丑朔壬子、武内宿禰自二東国一還之奏言、東夷之中、有二日高見国一、其国人男女並椎結文身、為人勇悍、是總曰二蝦夷一、亦土地沃壌而曠之、撃可レ取也。

(2)皇極元年九月癸酉、越辺蝦夷数千内附、冬十月丁酉蘇我大臣(蝦夷)設二蝦夷於家一而躬慰問。

(3)皇極三年十一月（中略）更起二家於畝傍山東一穿レ池為レ城起レ庫儲レ箭、恒将二五十兵士一繞レ身出入、名二健人一曰二東方儐従者一

第一の武内宿禰が景行天皇の御代北陸及び東方諸国の地形と百姓の状態を視察し、蝦夷の地は肥沃であるから撃ちてとるべしと奏言したという物語は蘇我氏が東国及び北陸に部民を所有していた事実と何等か関係があるように思われる。勿論武内宿禰が実在性に乏しい人物であることは既に述べた如くであるが、彼は蘇我氏の祖先とされている人物であつて、この人物の物語によつて、蘇我氏が東国及び北陸に部民を所有している現実を物語ろうとしたものの如く思われる。第二は蘇我蝦夷が蝦夷を彼の家に饗応したという史料であるが、大化改新後に於いてはこうした饗応はすべて朝廷に於いて行なわれているのであつて、この時代に於ける蘇我氏の勢力を物語るものである。第三は蘇我蝦夷が常に五十人の兵士をして身を守らしめ、東方儐従者といつたという史料である。東方儐従者というからには、その兵士の多くは東国の人であつたであろう。それは蘇我氏の東国部民と解しても差支えないと思われるが、又蝦夷の身を守ることによつて部民関係が成立したと考えることも出来る。このような関係は蝦夷の場合のみでなく、恐らく馬子や稲目の頃からあつたのではないかと推測される。しかしそうした部民が、東国陸奥という遠隔の地に分布していることは、その部民関係はそれほど古い時代にまで遡れないように思われる。

次に蘇我氏の部民の第二の特色をなすものは阿波・讃岐・周防・筑前の諸地域に分布する部民である。この分布の特色について考えられることは蘇我氏と朝鮮との関係であり、その分布地域が、瀬戸内海の沿岸にあつて、朝鮮との交通路にあることである。

古代に於ける瀬戸内海の航路は大別すると二つのルートがあり、一つは中国地方沿岸ぞいに進むものであり、他は四国側を讃岐沖から備後灘を通り、来島瀬戸を経て西進するものであり、ともに周防の熊毛郡沖で合し、室積や佐波の港に入つたもののようである。蘇我氏の部民はこの二つの航路のうち、後者の線に沿つて分布しているのであるが、ここで注意すべきことは、この内海航路の線に沿つて紀氏とその同族が分布していることである（岸俊雄、紀氏に関する一考察）。

以上蘇我氏の部民について見たのであるが、その特色の一つは蘇我氏の部民は東国の辺陲の地にあつて、その部民関係の成立が比較的新しいことを思わせること、その二つは瀬戸内海の航路に部民が存在して、蘇我氏が朝鮮との関係によつて勢力を伸したことを推測せしめることである。

四

以上で蘇我氏の部民の分布状態、その特色について考えたのであるが、そこには尚不明な点も多く存在する。併しながら蘇我氏が古代豪族として、その豪族を特徴づけるような部民のあることだけは確かである。ところで先述した蘇我の支族に於いてはどうであろうか。即ち河辺臣・田中臣・高向臣・小治田臣・桜井臣・岸田臣・田口臣等々の蘇我の支族に於いては、果して同じように、部民を検出することが出来るであろうか。この点については尚よく調査する必要があると思うが、いまのところその検出は困難である。即ち河辺部・田中部・高向部等はこれを見出すことが出来ない。このことは古代の部民を考える上にかなり注目すべき事であると考えられるが、これとほぼ同じことが和珥氏の分裂した諸氏についてもいい得るようである。即ちワニ氏は六世紀の初め、春日・大宅・小野・粟田等の諸氏に分裂したと考えられているが(岸俊男前掲論文)、旧のワニ氏の部民であるワニベは古代関係史料の中にかなり多く拾うことが出来るが、春日・大宅・小野・粟田諸氏の部民はこれを拾うことが困難である。そうするとワニ氏の場合には、その部民関係はワニ氏が分裂する以前の関係を示すものということが出来るであろう。このワニ氏と比較して蘇我氏の場合を考えるに、蘇我の宗族は矢張り蘇我であつて、蘇我氏は日本のかなり広い範囲にわたつて部民の関係を結んでいた。しかし、六世紀以後分裂した河辺・田中・高向・小治田等の諸氏は、最早や部民関係を結ぶ必要のない時代に立ち至つていたと考えなければならない。それは大和朝廷の支配組織が、部民関係の上にではなく、おそらく官司制的支配の段階に立ち至つていたためであろう。蘇我氏支族のものたちは、欽明・推古朝に於いて、中央群臣としての有力豪族であつたにも拘らず、彼等は部民関係の上に、その勢力を得ていたのではなく、新しい官司制的身分の上にその勢力の基礎を置いていたのである。

蘇我氏は欽明推古朝の時代、これら蘇我氏の支族である河辺・田中・高向・小墾田等の諸氏を、中央政府の有力メンバーとすることによつて、自己の勢力を更に有利に展開することが出来たのではなかろうか。蘇我氏の系譜のうち、波多氏・許勢氏・平群氏・紀氏との関係については、尚考えなければならない問題があるが、これについては稿をあらためたいと思う。